

公民館など使用料値上げ中止の請願署名にご協力頂いた皆様へ

9 月市議会に向けて、「公民館、動植物園、スポーツ施設等使用料の値上げ中止を求める請願」署名にご協力頂き、大変ありがとうございました。署名数は 12,271 筆(累計)を市議会に提出しました。

9 月 12 日の本議会で以下の概要が決まりましたので、お知らせ致します。
市政戦略会議では 4 倍から 7 倍の値上げを答申しましたが、市は 3 倍の値上げを上限として条例提案、これに対し、公明党と保守会派が貸室部分など修正案を提出し採択されたものです。修正案に含まれなかった部分は市の原案通りで採択されました。

実施時期

値上げ幅

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ○ 平成 27 年 9 月末まで | 現行のまま |
| ○ 平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月末 | 原案の 1/2(概ね 1.5 倍の値上げ) |
| ○ 平成 28 年 10 月 1 日から | 原案通り(概ね 3 倍の値上げ) |
| ○ 附則 使用料を今後検討し見直しを行う。 | |

この先 1 年(平成 27 年 9 月まで)は、周知期間として現行通りとなっていますが、平成 28 年 10 月からは原案通り 3 倍の値上げとなります。これでは値上げ反対の市民の意見が反映されたとは言えません。また、附則によって今後使用料を見直し、更なる値上げの可能性も残されました。

本来であれば、大幅な値上げを決定したわけですから、議会は市民の審判を仰ぐべきところです。しかし値上げ実施時期は、来年 27 年 4 月の一斉地方選挙の後となります。議会は選挙による審判を回避したと言われても仕方ありません。

ちなみにこの議会で、原案と修正案に反対したのは、日本共産党と無所属の会・市民ネットの計 8 人の議員でした。

原案と修正案に賛成した会派(33 人)は以下の通りです。

公明党、みらい、緑風会、自由クラブ、自由民主党、民主・連合・社民、ボランティア、みんなの党、結いの党、行徳自民党

ご協力頂いた請願署名が値上げ幅の圧縮や実施日の延期などに結びついたことは確かです。値上げ実施まで 1 年あります。「値上げを許さない市川市民の会」では、今後とも市や議会に対して値上げの中止(撤回)を求めていきたいと考えます。これからもどうぞよろしくお願い致します。

平成 26 年 9 月

値上げを許さない市川市民の会

市川市曾谷 1-15-18 市川民商内

電話 047-372-3413